

自治基本条例における各主体に関する規定事項(参考)

章	町民	議会	行政	
第1章 総則	基本理念 ・町の自治の課題を自ら解決していくことを基本 ・その自治の一部を議会と行政に信託 ・その信託に基づく町政に自ら主体的に関わり、安心して住むよろこびが実感できる美幌町を創る 基本原則 町の自治の主体であり、その自治の一部を町政に信託	基本理念 <美幌町として> ・国及び北海道と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図る ・自治体としての自立を確保する 基本原則 町 政 に 関 す る 情 報 の 共 有 基本原則 町 民 参 加 の も と で の 町 政 基本原則 それぞれの役割、責任において協働して自治を推進		
		情報の共有 ・情報共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識する ・互いに町政に関する情報を伝え合い、情報を共有する		
	情報公開 町政に関する情報開示の請求権を有する	情報の提供 保有する町政に関する情報を適切な時期に適切な方法でわかりやすく提供 説明責任 ・町政について町民にわかりやすく説明する ・町民から説明を求められた場合は誠実に説明する 情報公開 町民から町政に関する情報開示請求があった際の公開義務 個人情報保護 保有する個人情報の適正な保護 町民の意見等 ・町民からの意見、提言、要望等に迅速かつ誠実に対処する ・寄せられた意見等への対処経過について記録を保存し、適切に管理する 会議の公開 本会議、委員会、議会会議規則に規定する会議の原則公開 会議の公開 審議会等の会議の原則公開		
	第3章 町民参加	町民参加の基本 ・町政に参加することが基本 ・青少年及び子どものそれぞれの年齢にふさわしい方法による町政への参加	町民参加の基本 ・広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本 ・町政へ広く町民が参加する機会の保障 ・町民が町政への参加or不参加を理由として不利益を受けないよう配慮 町民参加の対象 ○次の事項を実施する際には町民参加を求める（例外あり） ・総合計画の基本構想、基本計画、各施策の基本となる計画の策定、見直し ・政策に関する基本方針を定め、又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止 ・町の施設の新設、改良又は廃止の決定（ただし、別に規則で定める場合を除きます。） ・広く町民が利用する町の施設の利用方法の決定 ・事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための外部評価の実施 ・町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定 ・そのほか町民参加が有効と思われる事項 ○町民参加を求めなかった場合の理由の公表 ・行政が必要と判断したとき ・町民からその理由を求められたとき 町民参加の方法 次の中のいずれか又は複数の方法により、適切な時期に町民参加を求める ・審議会等の開催 ・意見交換会の開催 ・意見公募（パブリックコメント）手続の実施 ・アンケート調査の実施 ・その他適切な方法 提出された意見等の取扱い ・意見等を総合的に検討する ・意見等の内容、意見等の検討結果及びその理由の公表 審議会等の委員の選任 ・町民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とする ・幅広い人材の確保（委員の就任期間、他の審議会等との重複を必要最小限とする）	

章	町民	議会	行政
第4章 住民投票			住民投票 ・町長は町政に関する重要事項について住民投票の実施が可能
	住民投票 町 民 、 議 会 、 町 長 は 住 民 投 票 の 結 果 を 尊 重		
	住民投票の請求等 ・年齢満18歳以上の住民は、町政に関する重要な事項について、その総数の4分の1以上の連署をもって町長に対し住民投票実施の請求が可能 ・年齢満18歳以上の住民は住民投票の投票権を有する	住民投票の請求等 ・町政に関する重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対し住民投票の実施の請求が可能	住民投票の請求等 ・町長は町政に関する重要な事項について自ら住民投票の発議が可能 ・町長は、住民及び議会から要件を充たした住民投票実施の請求があったときは、住民投票を実施しなければならない
第5章 町 民	町民の権利 ・町政に関する情報についての知る権利 ・町政に参加する権利 ・行政サービスを受ける権利		
	町民の役割 ・町の自治の主体として自ら考え行動、積極的に町政及び地域活動へ参加 ・参加するに当たっては発言や行動に責任を持ち、お互いを尊重し協力しあう ・行政サービスを受けるために、応分の負担を負う		
	事業者の役割 地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現への寄与		
第6章 協働・コミュニティ		協働の推進 美幌町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進	
	コミュニティの役割 ・地域社会において自らできることを考え行動、地域課題の解決に向けて取り組むよう努める ・多くの町民が参加しやすい環境づくりに努める ・相互の連携を積極的に図り、議会、行政と協働し、活動の充実に努める		協働の推進 ・町民の自主性、自立性を損なわないよう配慮 ・必要な支援
	町民とコミュニティ ・コミュニティの役割を認識し、活動に積極的に参加するよう努める ・コミュニティを守り育てるよう努める		行政とコミュニティ ・コミュニティの自主性と自立性を尊重し、連携を図る ・コミュニティ活動促進のための必要な支援
第7章 議 会		議会の責務 ・行政運営を監視 ・条例制定、改正、廃止、予算決定、決算認定その他町政運営の基本的事項を議決 ・この条例の基本理念、基本原則、制度の遵守 ・全町的視野に立ち、政策課題を的確に把握し活動 ・町民と政策課題を共有、町民参加による議会運営 ・政策立案機能を高めるための議会事務局の調査機能及び法務機能の充実	
		議員の責務 ・条例の基本理念、基本原則、制度の遵守 ・町民の信託に対する自らの責任を果たす ・町民意思の的確な把握及び自己研鑽、公益のために行動 ・高い倫理観のもとでの誠実な職務執行、自らの発言、行動に責任を持つ	
		町民との情報共有と町民参加 ・常任委員会、特別委員会等における参考人制度及び公聴会制度の活用、町民の専門的、政策的識見等の討議への反映 ・請願、陳情の町民による政策提案としての位置づけ及び審議において必要と判断した場合の提案者からの意見聴取 ・町民との意見交換の場を年1回以上設け、これによる政策提案の拡大 ・議会報告会を年1回以上開催、町民意見を聴取し、議会活動へ反映 ・議会、議員活動の情報提供の充実（インターネットによる議会中継の実施等）による意思決定過程及びその結果に関する情報の町民への適切な提供	

章	町民	議会	行政
第7章 議 会		町長等と議会及び議員の関係 ・本会議における議員と町長等及び職員の質疑応答の一問一答方式の実施 ・町長等の議員への反問権の付与 自由討議 ・議員相互間の討議を中心にした運営 ・議員相互間の自由討議により議論を尽くし、町民に対する説明責任を果たす ・議員相互間の自由討議の拡大による政策、条例、意見等の議案の積極的な提出	
第8章 行 政			行政の責務 ・条例、予算その他の議会の議決、法令等に基づく事務及び事業の管理執行 ・情報の共有と町民参加の推進、連携、協力による事務及び事業の執行 ・効果的かつ効率的な事務及び事業の執行 町長の責務 ・この条例の基本原則、制度を遵守、町民の信託に応え、公正誠実な行政運営の実施 ・職員の適切な指揮監督、人材育成、効率的な組織体制の整備 ・経営感覚を持ち、健全な自治体経営の推進 《就任時の宣誓》 ・公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓 職員の責務 ・町民が主権者であることを認識、町民の視点に立つ、公正、適正な職務遂行、町民との信頼関係の構築 ・自ら政策形成能力の向上を図る ・互いに横断的な連携を密にする、積極的な町民との連携による職務遂行
第9章 行政運営	危機管理 ・防災等に対する意識の高揚、行政と一丸となった協力体制の整備		総合計画 ・総合計画の策定義務 ・総合計画の最上位計画としての位置付け、総合計画に基づく政策の実施 ・総合計画の実施計画の毎年度の見直し、事業の進行政管理、公表 ・各施策の基本となる計画の策定、実施は、総合計画との整合性を図る ・総合計画の基本構想、基本計画、各施策の基本となる計画の策定、見直しに当たっての検討内容の公表 財政運営 ・中長期的な財政見通しのもとにおける財政計画の策定、それに基づく予算の編成、執行、健全な財政運営 ・予算、決算、財政状況等のわかりやすい資料の作成、公表 行政評価 ・適切な評価基準に基づく行政評価の実施、その結果の予算、事務及び事業への反映 ・行政評価に関する情報の公表 行政改革 ・行政改革大綱の策定、行政改革の推進 ・実施計画の策定、進行政管理、進捗状況の公表 ・行政改革大綱、実施計画策定にあたっての検討内容の公表 行政手続 ・処分、行政指導、届出に関する手続に関し、行政運営における公正の確保、透明性の向上 政策法務 ・自主的、自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策実現のための条例、規則等の制定、改正、廃止の実施 ・法令等の自主的かつ適正な解釈、運用 危機管理 ・町民の生命、身体、財産、暮らしの安全を確保、危機管理体制の整備 ・町民、関係機関等と連携、速やかな状況把握、対策の実施

章	町民	議会	行政
第9章 行政運営			公益通報 ・職員は行政運営に違法、不当の事実がある場合、当該事実の発生のおそれがあると考えられる場合は放置せず、隠すことなく事態を是正、行政運営の適法、公正な実施 ・正当な公益通報を行った職員の身分保障
第10章 連携・協力		町外の人々等との連携及び協力 住みよい豊かな美幌町をつくるための様々な分野における町外の人々との連携及び協力 他の市町村との連携及び協力 <美幌町として> 広域的な課題、共通する課題の解決を図るための他の市町村との連携、協力 国及び北海道との連携及び協力 <美幌町として> 国、北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの役割分担を明確にしながら課題の解決を図るための国、北海道との連携、協力 国際交流及び連携 積極的な国際社会との交流、連携、得られた知恵や情報の活用	
第11章 条例の見直し			条例の見直し ・町長はこの条例の施行日から4年を超えない期間ごとにおける各条項を検討 ・町長の上記の検討における美幌町自治推進委員会への諮問 ・町長の条例見直しが適当であると判断したときの必要な措置の実施 美幌町自治推進委員会 ・町長の附属機関としての美幌町自治推進委員会の設置 ・町長の諮問に応じて審議し答申 ・自ら次の事項を審議し、町長に提言 この条例に基づく制度、町民参加の状況、条例の運用状況 条例の見直しに関する事項 美幌町の自治の推進に関する基本的事項
第12章 最高規範		最高規範 美幌町の自治を定める最高規範、条例の遵守 最高規範 条例、規則等の制定、改正、廃止に当たってのこの条例に定める事項の尊重、整合を図る	